

防府市道路街灯設置基準等検討委員会設置要綱

令和3年6月1日制定

(設置)

第1条 誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会の構築のため、交通安全や防犯上必要となる防犯灯、道路照明灯、街路灯、スポンサー灯等（以下「道路街灯」という。）の設置基準や将来的な維持管理手法について検討するため、防府市道路街灯設置基準等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 道路街灯の設置基準の検討、策定に関する事項
- (2) 道路街灯の維持管理手法に関する事項
- (3) 地域安心防犯灯の設置基準に関する事項
- (4) その他道路街灯行政に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員長は地域交流部次長をもって充て、副委員長は土木都市建設部次長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、地域交流部地域振興課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

| |
|-----------|
| 地域交流部次長 |
| 土木都市建設部次長 |
| 地域振興課長 |
| 生活安全課長 |
| 商工振興課長 |
| 道路課長 |
| 学校教育課長 |